

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「及び技術評価幹」を「、技術評価幹及び主席工事検査員」に改め、同項第三号中「、主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。